

③ クリンソウ群落の復元・保護

平成 15 年度からの管理事務所の調査により、湿原内の 2 箇所でクリンソウの生育を確認していましたが、平成 21 年度の盗掘により、公園内ではほとんど花を見ることができなくなりました。クリンソウは、北海道レッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されていることから、ボランティア団体「西岡公園植物の会」と協働で苗を育て、種を蒔くことで西岡公園の群落を復元し、保護する取組を継続して行っています。その結果、平成 30 年には湿原内で複数株を確認できるようになり、今ではそれを楽しみに訪れる来園者も増えてきました。今後もボランティアと連携して、クリンソウの保全活動を継続していきます。

外来生物への対応

① 特定外来生物オオハンゴンソウの防除

当協会の調査によるオオハンゴンソウの分布状況は、平成 15 年頃には西岡公園内で数株が確認されていましたが、平成 19 年頃から個体数が増加しました。平成 23 年度から定期的な駆除活動を実施し、分布の拡大を防いでおり、今後もボランティア団体「西岡公園植物の会」と協働で駆除に取り組みます。また、公園内におけるオオハンゴンソウの分布図の作成や被度調査を継続的に実施することで、駆除活動の成果を記録します。

② 条件付特定外来生物ミシシippアカミミガメ等への対策

水源池の下流では、飼いきれなくなったカメや金魚、グッピー等を川に放す人が多く、中でもカメは水源池に定着しつつあります。これらの外来生物は在来生物に与える影響が大きいことから、この問題を多くの人に知ってもらうことが必要です。「西岡さかな組」の活動等により、継続的に外来生物の生息状況調査を行うとともに、展示室での生体展示やポスター作成等の PR 活動を通じて、外来生物の問題を広く市民に伝えます。

(2) 仕様書等との差異

1) 維持管理基準表との内容・数量比較

維持管理基準表に示された業務の内容・数量に対して、次のとおり変更することを提案します。

① 西岡公園・西岡中央公園の園内清掃について

園内清掃について、公園内の日常巡回時に併せて実施しており、西岡公園の清掃は 1 日 1 回、西岡中央公園については 4 月から 11 月までは週 3 回、12 月から 3 月までは週 1 回清掃を実施しています。今後も同様に高いレベルの管理を行い、良好な衛生・美観管理に努めます。

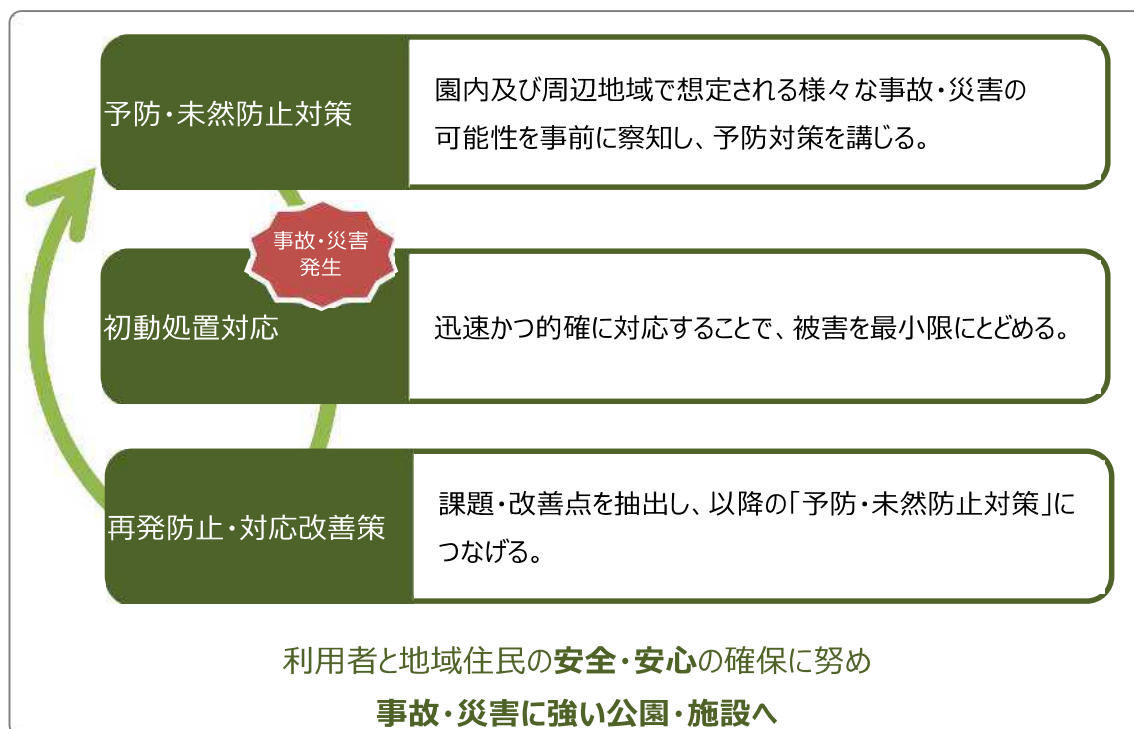
管理内容			維持管理基準表	当協会管理計画
西岡公園	園内清掃	4～11 月	14 回／年	1 回／日
西岡公園	園内清掃	12～3 月	記載なし	1 回／日
西岡中央公園	園内清掃	4～11 月	14 回／年	3 回／週
西岡中央公園	園内清掃	12～3 月	記載なし	1 回／週

(3) 防災業務計画

1) 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針

当協会では、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置・対応」、「再発防止・対応改善対策」の3段階に分け、各段階において、次のとおり個別具体の対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。



西岡公園は一時避難場所、及び指定緊急避難場所（大規模な火事）に指定されており、それをふまえて次に記述する体制・対策・対応を講じます。

防災業務の役割分担

当公園で火災が発生した際には、次ページの「自衛消防の役割分担と手順」に基づいて対応します。常駐人数が少ないため、火災時に求められる役割と手順を全スタッフがあらかじめ把握し、自衛消防隊長の指揮により、効率良く的確に対応します。

その他の災害・事故発生の際は、「災害時対応フロー」（P.83）に沿って行動し、「緊急時連絡網」（P.79）にて迅速な連絡を行い対応します。夜間・休日（休館日）等にも迅速に参集できるよう、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

また、交通障害を伴う大規模な災害においては、当公園スタッフが直ちに参集できない事態も想定されることから、当公園の比較的近くに居住する他公園スタッフが参集し、災害等の対応を行う体制を整えます。

西岡公園 自衛消防の役割分担と手順

指揮 / 自衛消防隊長

マネージャー

- ・関係機関との連絡調整
- ・現場総指揮 等

指揮 / 自衛消防副隊長

サブマネージャー①

- ・指揮本部設置
- ・隊長補佐 等

作業の指揮、役割分担

通報・連絡

非常放送

- ・隊長指示により館内放送
- ・避難案内
- ・被害情報提供

※パニック防止に努める

連絡通報

- ・消防(119番)警察(110番)への通報と確認
- ・消防・警察到着後の情報提供

関係先への連絡

現場対応

消火

- ・消火器等による初期消火
- ・延焼の防止

利用者誘導

- ＜火災発生時＞
- ・避難経路図に従い利用者の避難誘導
- ※指示は大声かつ簡潔にしパニックを防止

＜災害発生時＞

- ・避難所へ誘導案内
- ※避難漏れのないよう死角等の確認

救護

- ・負傷者の応急救護
- ・救急隊との連絡調整
- ・負傷者の搬送

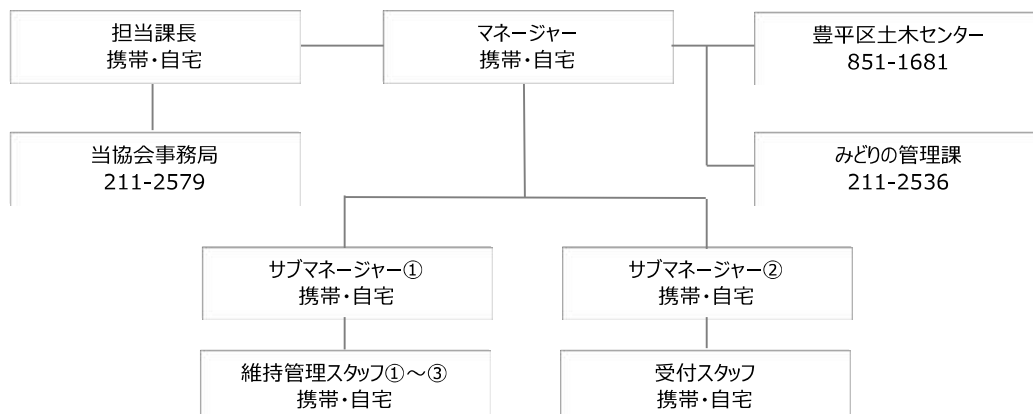
技術

- ・電気機器など各施設の安全措置
- ・緊急車両の動線確保
- ・その他復旧作業

豊平消防署	852-2100	札幌市コールセンター	222-4894
豊平警察署	813-0110	水道局電話受付センター	211-7770
豊平区土木センター	851-1681	電気保安協会	891-3844

機械警備委託業者	市内造園業者	冷暖房設備業者
電気設備業者	建築設備業者	給水等設備業者

西岡公園・西岡中央公園 緊急時連絡網



2) 防災訓練計画

以下のとおり防災訓練を行い、スタッフの役割や連携を確認し、いざという時の対応に万全を期します。

■ 防災訓練計画

① 訓練と教育

- a 当公園での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、「緊急時連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急時対応手順書」を備えています。
- b スタッフの新規採用時には AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3年毎に普通救命講習を再受講し、新しい救命方法の取得や知識、技術の維持向上を図ります。
- c 火災、台風及び震災を想定した緊急時対応教育及び消防訓練を、年1回行います。

② 常駐スタッフの連携

防災に係る取組においては、マネージャーの指揮のもと、常駐スタッフ全員が効率良く連携して対応します。緊急時に適切な対応が取れるよう、上記の訓練・教育のほか、毎朝の全スタッフによるミーティングなどにおいて、随時対応を確認します。

3) 事故等への対応方法

■ 予防・未然防止対策

当公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、利用者の転倒・転落事故、駐車場での事故、河川増水による洪水、火災や地震等の災害による事故、枝等の落下物による事故のほか、キタキツネやダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

① 情報収集と共有

- a 事故情報や事故の予防に関する情報については、国、北海道及び札幌市等からの通知をしっかりと確認するとともに、インターネットや報道等から収集し、当公園に係る内容の場合には、それらの情報をわかりやすく公式ホームページ、園内に掲示し、事故の未然防止に努めます。
- b 台風など、時間の経過につれて災害発生や被災の予測が可能な事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、台風の進路等を把握して、被災を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、公式ホームページのほか、管理事務所、園内掲示板に掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の利用形態や声を積極的に反映します。
- d 当公園はもとより、当協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。

② 巡視点検等による早期発見と対応

- a 日常の巡回点検においては、管理事務所や設置工作物等の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 簡単な修繕は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- c 台風による強風や大雨、地震発生時及び大雪等に際しては、必要に応じて随時巡視を行い、危険箇所の発見に努め、最小限に抑えます。
- d 公園内で不審物を発見した場合は、必要に応じて警察署、消防等に直ちに連絡し対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 「緊急時連絡系統及び対応フロー」(P.22)の内容を当公園のスタッフに周知・共有を図ることで、札幌市、近隣病院、管轄の警察署・消防署、近隣病院、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者のほか、当協会他公園スタッフに対し、迅速な連絡・支援要請が行うための「緊急時連絡系統及び対応フロー」の内容をスタッフに周知・共有しえる体制を整えます。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急時連絡網」(P77)や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a AED を管理事務所に配置するとともに、消火器・救護備品等を配備しています。園内にはこれらの備品の設置場所や緊急連絡先を掲示し、必要時にスタッフや利用者が迅速に処置・対応できるようにします。
- b 台風、震災などの災害に備え、必要となる資材等を次のとおり確保し、定期的に確認して補充・更新します。

水電池（水を入れると使用できる電池・100 本程度）、ラジオ、
LED 懐中電灯、拡声器、セーフティコーン、ロープ等
- c 現在設置している災害時支援型自動販売機の継続を、飲料メーカー・ベンダーに働きかけます。

⑤ 園内案内看板の更新

公園内の位置情報として、園内位置図が少ない区域に、現在地を示す案内看板を増設し、これを維持管理することによって、緊急事態発生時の利用者安全誘導の効率化を図ります。

初動処置・対応

① 負傷者の救護・処置

- a 負傷者や病人が発生した場合は、その救護を最優先し、スタッフが応急措置を行い

ます。また、必要に応じて消防署への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。

- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」(P.76)に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を事務局又は当公園内に設置し、関係各所への連絡と当協会への応援要請を迅速に行います。
- c 感染症の流行が予想される際には、公園利用について札幌市の指示に従い対応します。手指の消毒用薬剤を建物入口、トイレ等に配備するほか、多人数が接触するドアノブ・トイレ等の消毒に努めます。またスタッフ用の防護用マスク・ゴム手袋を用意します。
- d 大気中の PM2.5 の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、公式ホームページや園内放送、掲示板等を使用し、公園利用者に速やかな情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 台風接近時においては、インターネット等で最新の気象情報を収集し、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止などの措置を講じます。
- b 建物で火災が発生した場合、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。
- c ヒグマ等の園内侵入の可能性がある場合は、札幌市と連絡を密にし、公園の閉鎖や公園利用者の避難誘導等を迅速に行います。

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風雨・降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合には、直ちに撤去・応急処置を行うほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合においては、札幌市と協議し、対策を講じます。

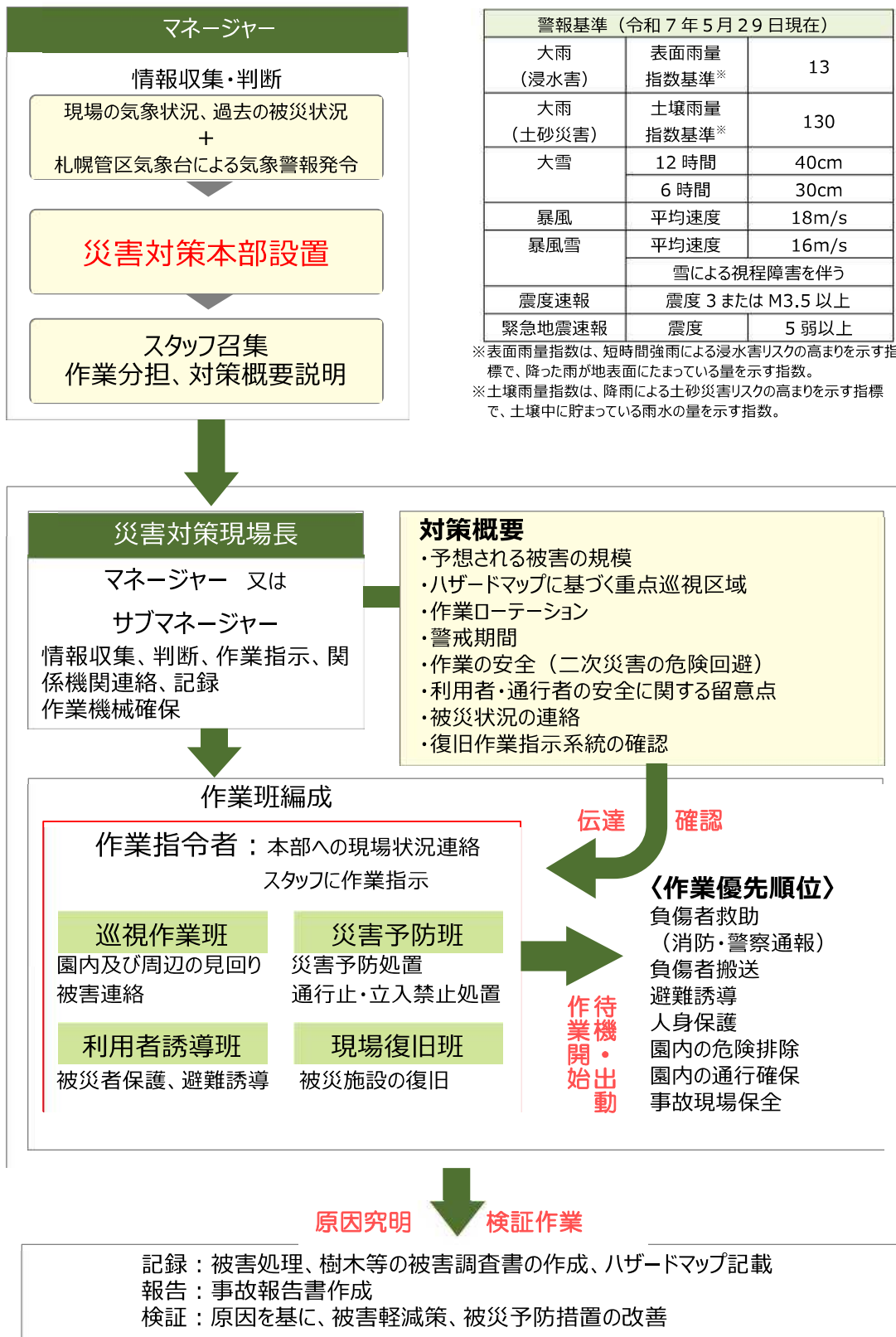
④ 被害拡大防止、二次災害の防止

- a 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応に当たります。
- b 災害の残存物による被害が生じないよう、必要に応じて立入禁止措置を講じた上で、早期の利用回復を目指します。

⑤ 責任ある対応

公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応に当たるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ誠実に対応します。

災害時対応フロー



① 原因究明・検証

- a 事故発生後には、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。
- b 緑化協会の「事故報告書」の様式を使って、札幌市、当協会事務局へ事故報告や被災状況を迅速に行います。
- c 安全衛生委員会では、事故の対応・処置を検証し、検証結果を他の管理公園・施設とも情報共有し、予防措置の改善等により、同様事故発生の防止に努めます。

事故報告書 No.									
発生日時	☐ 午前 ☐ 午後								
発生場所	施設名								
被災者	区分	☒ 市民 ☐ 職員 ☐ その他							
	住所	☒ 札幌市 ☐ その他							
	氏名	年齢	保護者氏名						
被害/けがの状況									
☐ 通院 病院名 電話									
☐ 入院 薬局名 電話									
事故発生状況									
第1対応者									
保険適用 ☐ あり ☒ なし									
物損 ☐ あり ☒ なし									
☐ 公園備品 ☐ 財団備品 ☐ 利用者所有物 ☐ リース物件 ☐ 設置者備品									
☐ その他									
損害物品名									
被害被害額 千円 保険 ☐ あり ☒ なし ☐ 請求済 ☒ 未済 ☐ 不届									
札幌市への第一報告 ☒ 未 ☐ 済 延滞報告書 ☒ 不要 ☐ 要									
対応・処置経過									
反省点									
今後の対策/結果									
報告年月日 報告者									

当協会で用いている事故報告書

② 履歴の蓄積

- a 施設・設備等において事故が発生した際には、破損箇所・修繕箇所などを履歴として記録し、再発防止・未然防止策及び効率的な管理・運営のために生かします。
- b 自然災害等による被災状況・被災箇所なども同様にデータベース化し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

4) 消防法への対応内容

① 消防用設備等点検の実施

管理事務所など、園内施設に設置されている消火器について、専門業者に委託して年2回の点検を行います。

② 消防訓練の実施

当公園で働く全スタッフを対象に、年1回の消防訓練を実施します。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

1) 取組の基本的考え方

西岡公園は、特殊公園（風致公園）であるため、ただ利用者数を増やすだけでなく、豊かな自然環境を理解し、大切にす市民の増加に寄与することが管理者としての当協会の役割と考えます。そこで、「広報活動」「ビジターセンター機能の拡大」「環境教育活動」「地域との連携」「イベント開催」の5つの柱からなる利用促進事業を計画します。

2) 具体的な取組の実施計画

■ 広報活動による利用促進

① パンフレットとイベントチラシの配布

西岡公園では、展示室でパンフレットの配布を行い、利用者の利便性の向上に努めます。イベントのポスターやチラシは早期に提供し、参加者、リピーターの確保を図ります。また、近隣の小学校にチラシを配布し、新たな利用者の確保に努めます。

② 公式ホームページの充実

当公園のホームページでは、公園の概要やアクセス、イベント、棲息している生き物情報などをお知らせしています。また、ホームページにはブログの機能を持たせており、リアルタイムの自然情報や、行事の報告などを随時更新しています。

R6年度の西岡公園のホームページのアクセス数は177,262件でした。西岡公園のホームページは毎週更新し、常に新しい情報を掲載します。公園の利用に当たってのルールやマナーを分かりやすく掲載し、利用者への普及啓発を図ります。また、災害が予測される場合の注意情報やハザードマップも掲載し、安全で安心して公園を利用していただけるよう努めます。

③ 「西岡見聞録」の充実

当協会では、平成16年度から、西岡公園の季節毎の見どころや歴史、イベント情報をまとめた「西岡見聞録」を毎月1回発行しています。

今後も継続して、問い合わせの多いミズバショウ、ホタル、鳥類や紅葉等について見頃の時期を掲載するほか、その時期の開花情報や野鳥情報を掲載します。その他、新たにイベントのお知らせや報告も充実させ、新規利用者の確保につなげます。

また、他の施設でも西岡公園の情報を入手できるよう、近隣の公園や環境教育施設にも配布を依頼します。発行済みの号から最新号まで、内容は公式ホームページにも掲載し、利用者の利便を図ります。

④ マスメディアの積極的活用（札幌市提供の広報媒体、マスコミ関係への情報提供）

マスメディアは、即効的な効果が見込める有効な広報手段です。当協会では、札幌市公式アプリ及びマスコミ関係等の広報媒体を幅広く活用し、公園のイベントや自然等の情報を積極的に提供します。また、観察会等のイベント情報は、地域のフリーペーパー等に掲載してもらえるよう計画します。

ビジットセンター機能の拡大による利用促進

平成 27 年度から管理事務所が新しくなり、これまで以上に西岡公園の魅力を伝えるビジットセンターとしての機能、ニーズが高まっています。自然情報の提供を充実させるとともに、休憩場所として落ち着ける空間を提供することにより、利用促進に努めます。

① リアルタイムな自然情報の展示

毎日の巡視により得た情報から、今見られる花の情報、飛来している野鳥、ホタルの発生状況などの最新の自然情報が得られる展示やフィールドノートを活用します。園内の地図にリアルタイムの自然情報を掲示し、来訪者から得る情報も共有できる情報交換の場を作ります。

② 歴史を紹介する展示

縄文時代から公園が完成するまでの歴史を、写真等を交えて展示します。合わせて公園敷地内で見つかった矢じりや土器を展示し、実際に目で見て触って学べる展示を行います。R4 年度からは、国の登録有形文化財に登録されている取水塔の木製模型と共に、その歴史について展示をしており、引き続き常設として展示を行います。

③ 季節展示

春のミズバショウ、夏のホタル、秋の紅葉など、西岡公園の四季を代表する生物や景観の紹介展示を制作します。

④ 昆虫・植物の標本展示

ボランティアが作成した昆虫の標本や、今まで採取された 54 種のトンボの標本、植物標本の展示を行い、西岡公園の生物の多様性を伝えます。

⑤ 西岡公園の生き物の生体展示

月寒川や水源池に生息するウグイ、トミヨ等の魚類等を飼育展示し、生物や生態系への理解・関心を深めます。また展示に合わせて、関連性がある絵本等書籍を配置し子供たちの生き物への関心を深めるきっかけを提供します。

環境教育活動による利用促進

西岡公園の豊かな自然環境を保全するために、貴重な環境を大切にしたいと感じる心を育むための様々な環境教育プログラムをこれまで行ってきました。今後も継続的に実施するこ

とで、身近な自然に関心を持ち、公園のリピーターになる人々を増やしていきます。

① 西岡ヤンマ団

西岡ヤンマ団は、1 湖沼におけるトンボの種類が北海道でもっとも多い西岡公園において、トンボの調査をする子ども達の活動です。平成 19 年度から活動を開始し、これまで未記録種の発見にも大きく貢献しています。活動期間は 15 年を超え、環境教育や生物多様性の分野で複数の受賞歴があります。近年では平成 28 年度にさっぽろ環境賞（市長賞）を受賞しており、今後も活動を継続します。

新規／継続	継続
開催期間	令和 8 年度
実施回数	6 回程度／年
対象	小学生

② 西岡さかな組

西岡さかな組は、平成 21 年度から実施している、水辺の生き物を調査する子ども達の活動です。両生類の卵塊調査や、池の生き物調査などを行い、調査結果も蓄積され、水源池周辺に生息する水生生物の分布を知る上で有用な情報源となっています。活動期間は 14 年となり、環境教育や生物多様性保全の分野で複数の受賞歴があります。近年では平成 29 年度に日本水環境学会水文化賞を受賞しており、今後も活動を継続します。

新規／継続	継続
開催期間	令和 8 年度
実施回数	6 回程度／年
対象	小学生

③ 西岡公園自然調査報告展 ～ ヤンマ団&さかな組活動の記録

西岡ヤンマ団や西岡さかな組など、西岡公園で行われている自然調査の報告展を市内の公共施設や公園で実施し、子ども達自身が来場者に調査の成果を伝える場を設けます。西岡公園の近隣住民や市内の自然愛好家に見ていただくことで、西岡公園の自然の豊かさや大切さを多くの人に伝えます。

新規／継続	継続
開催期間	令和 8 年度
実施回数	1 回程度／年

対象	小学生
----	-----

④ オオハンゴンソウ防除活動

特定外来生物であるオオハンゴンソウの防除活動を西岡植物の会のほか、市民参加で行います。数年続けてきた活動で個体数はかなり減ってきていますが、勢力拡大防止に努め、自然環境の保全活動として定着させていきます。

新規／継続	継続
開催期間	令和8年度
実施回数	1回／年
対象	市民

地域との連携による利用促進

西岡公園の近隣には、小学校、児童会館、保育園、介護予防センターなどの施設があります。これらの周辺施設と連携することにより、公園の利用促進につなげていきます。

① 周辺施設との連携

当協会は、近隣の児童会館や老人福祉施設が主催する自然観察会のガイドや、クラフト教室の指導を行ってきました。今後もこれらの施設と連携し、イベントを企画します。また、各施設の利用者に西岡公園の自然の大切さを伝え、西岡地区の活性化を図ります。

② 周辺施設のイベントへの出展

平成21年度から、ボランティアと連携して、西岡南小学校の「ふれあいフェスタ」等の近隣施設の催しに出展し、クラフト体験や西岡公園の紹介を行っていましたが、新型コロナウイルス拡大のためここ数年は実施できておりませんでした。昨年は豊平川さけ科学館のイベントに出展しました。今後はコロナ禍前同様地域のイベントに少しずつ出展し、西岡公園の自然の魅力を地域にPRします。

③ 西岡中央公園内でのベイト散布

令和3年度から、西岡中央公園に隣接する田中学園グループ、札幌大学と協働して周辺に生息するキツネのエキノコックス症対策として、エキノコックス駆除剤（ベイト）を協働で月1回散布することとなりました。3者で協働することで同一個体が生息している可能性のあるエリアをカバーし、継続して散布することで近隣住民や学校関係者、公園利用者へのエキノコックス症対策となります。今後も継続して散布し、安心して利用できる環境を作ります。

イベントの開催による利用促進

利用者を増やすために、四季を通じて、多年代向けに様々なイベントを開催します。

①おさんぽガイド

西岡公園の自然の見どころや歴史等をより多くの利用者に伝えることを目的として、ガイドウォークを実施します。ガイドボランティアと協力して企画運営します。

新規／継続	継続
開催期間	令和8年度
実施回数	10回／年
対象	市民

② 季節の体験イベント

クラフト教室や昆虫採集など、四季折々の自然を楽しめる体験イベントを企画します。

新規／継続	継続
開催期間	令和6～10年度
実施回数	5回／年
対象	市民

③ プレーパークの開催の支援

平成23年度に札幌市子ども未来局から当協会が受託した業務において、モデル事業として西岡公園でプレーパークを開催しました。その後、プレーパークは当協会の自主事業として継続し、平成25年度からは地域住民のボランティア団体「自然遊びの会 遊木森森」が運営を引き継ぎ、地域の遊び場として定着しました。西岡公園のプレーパークは、ボランティア団体など、様々な団体が連携した運営となっていることが大きな特徴です。今後も地域団体と協力しながら、プレーパークの運営を支援します。

④ 「冬の西岡公園にスノーキャンドルのあかりを灯そう」の開催

当協会では、「冬の西岡公園にスノーキャンドルのあかりを灯そう」を実施しています。平成23年度からは、「西岡南小学校おやじの会」や、西岡公園パークヒルズ町内会、「ニハルクラブ」等の登録ボランティアと実行委員会を組織して開催しています。防災意識を高める地域のイベントとして定着していることから、今後も地域交流の場として継続します。

⑤ 「愛犬といっしょの公園散歩講座」

当公園は、犬の散歩で利用される方も多く、一部の方のマナーがなかなか改善されない状況があります。改善に向けた取組のひとつとして、指定管理期間中に1回、公園での散歩マナーを身につけていただくための散歩講座を実施します。犬の社会性を育むとともに、飼い主が公園の利用マナーについて考えるきっかけをつくります。最後にウォーキングをしながら利用マナーの啓発をすることで、犬の飼い主同士の連携・理解を深めます。

利用促進の指標と目標

利用促進のための取組の指標と目標は、次のとおりです。

区 分	指 標	目 標
広 報	公式ホームページ運営	5年間でアクセス数を5%増 (R6年度約17.7万アクセス)
イベントの開催	スノーキャンドル	年1回
	おさんぽガイド	参加者10名/回 年10回
	季節の体験イベント	参加者10名/回 年5回
	プレーパーク	参加者50名/回 年2回
	西岡ヤンマ団	参加者10名/回 年6回
	西岡さかな組	参加者10名/回 年6回
	愛犬といっしょの公園散歩講座	期間中1回の開催を検討
サービス	車いすの無料貸出	1台配備

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

公園におけるマナー啓発に向けた取組の要求水準として、仕様書には次の4つの内容が示されています。

- a 犬の放し飼い防止対策（犬の適切なけい留、十分な管理、公園等を汚物で汚さない）
- b 放置自動車・自転車の防止対策
- c ごみのポイ捨て防止対策
- d 禁止行為・迷惑行為の防止対策

当公園における禁止行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬のノーリード等の対応
- ② 放置自動車・放置自転車の防止対策とその対応への対応
- ③ ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策
- ④ 火気使用の防止対策
- ⑤ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止
- ⑥ 公園内諸施設への落書き防止対策
- ⑦ 野生動物への餌付けへの対応
- ⑧ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応
- ⑨ スケートボード、インラインスケート対策
- ⑩ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策（明日風公園）
- ⑪ テント等への対策
- ⑫ 喫煙所の設定

1) 取組の基本的な方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

これらを抑制するためには、公園利用者や近隣住民のモラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、そのためには、口頭注意や看板等の掲示物により注意を促すことも必要です。さらに、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当協会は当公園の景観・美観の維持に努め、利用者にその意図を理解していただけるよう、態度・行動・状態などの目に見える形で示し、その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策に努めます。

さらに、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携・協働によって不法行為・迷惑行為の対策を講じることにより、当公園への愛着心の醸成を図ります。

2) 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する活動としては、不法行為や迷惑行為が発生しないように対処する取組と、これらの行為が発生した際の対処方法に分けて取り組みます。

① 公共空間利用の意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、地域コミュニティと連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持のための巡回と相互交流

公園内の巡回・清掃・維持管理作業等の際には、ベンチ等の施設や記念碑・モニュメント等の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラルの低下を誘引する要素があれば迅速に解消します。

また、巡回や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、相互交流のある開かれた公園管理に努め、利用者等と協働で公園を見守る「人の目」を確保します。

マナー啓発に関する取組

日常の巡回により禁止行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

そのほか、個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

条例で禁止されている犬のノーリード、フンの始末をしない飼い主などに対し、看板、公式ホームページ等による周知のほか、園内巡回時の「声かけ」によるマナー啓発を行い、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりに努めます。NPO 法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加や、指定管理期間中に当公園で1回程度、（公社）日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬といっしょの公園散歩講座」の開催を検討します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡回や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたごみを即座に処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、自然林や駐車場へのごみの不法投棄対策として、日常の巡回を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気（バーベキュー、花火等）の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、公園内は火気の使用が禁止であることを理解していただきます。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持去りや花の折り取りが見受けられる場合は、こうした行為を止めるよう、看板の設置や公式ホームページ等で呼びかけます。また、行為者を確認した際は、公園内で植物採取ができないことを説明し、理解していただきます。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、警察に被害届を提出するとともに、札幌市に報告します。

⑥ 公園内へのペット等の放置と野生鳥獣の餌付けへの対策

公園内に生息する野鳥等の野生動物に対する餌付けや、飼育生物の放置など、公園内の生態系に対して悪影響を及ぼしかねない行為に遭遇した際には、理由を明確に説明して、直ちに行為をやめるようお願いします。

また、カラスの繁殖期においては、親ガラスが攻撃的になるため、公園利用者にはカラスの生態についての情報提供を行い、看板の設置や迂回措置、声かけなどにより注意喚起し、被害の防止に努めます。

⑦ 生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の持ち込み及び持ち出し

カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物、外来生物を園内に放置・遺棄する行為について、当公園で確認した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに行為をやめるようお願いします。また、趣旨については、公式ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

園内に放置された自転車・バイクについては、移動依頼の貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会し、所有者が見つからない場合や引取りがない場合には廃棄処理を行います。

⑨ 自転車の乗り入れへの対応

自転車を乗り入れる行為について、当公園では自転車を駐輪所に停めて、徒歩等で楽しんでいただくよう案内し、園内看板への掲示と公式ホームページへの掲載で周知します。

⑩ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な乗り入れが確認された際には、口頭で注意指導し必要に応じて注意（禁止）看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

⑪ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接の注意、指導や看板等での啓発を行います。

⑫ 夜間の騒擾行為の防止対策

夜間の騒音（集団での放歌・談笑、大音量でのプレイヤーの使用、バイクの空ぶかし等）対策として必要に応じて注意看板等を掲示します。また、周辺住民等から苦情が出た場合

には夜間に巡視を行い、該当事案の対象者には協力を呼びかけます。さらに、悪質な対象者には所轄の警察と連携し、巡視の強化・指導を要請します。

⑬ 違法駐車等禁止行為への対策

公園内及びその周辺での違法駐車に対しては、看板設置、公式ホームページ掲載等のほか、必要に応じてチラシ等を作成配布するなどにより注意喚起します。

悪質な路上駐車に対しては、警察等との連携を図り、円滑な交通確保に努めるとともにパトロール強化を依頼します。

特に、ホタル観察時期や催事が行われる際には、混雑状況を常に把握するとともに、違法駐車車両を発見した際には注意・指導を行います。

⑭ 喫煙所の設定

健康増進法に則り、園内・施設内での受動喫煙を防止するために、建物内は禁煙とします。

市民参加・地域協働によるマナー啓発、不法・違法行為抑制

西岡公園のマナー啓発活動

西岡公園の子ども調査隊「西岡ヤンマ団」「西岡さかな組」、ボランティア団体「ニハルクラブ」との協働で、西岡公園駐車場の既設園内地図の更新を行い、来園者に生き物の情報の提供と、保全活動への理解を求める活動を行っています。また、ボランティア団体「森の工作」との協働で、園内のマナー啓発看板の製作・設置を行っています。

今後はこれらの活動を子ども達やボランティア団体と協働で実施していることをPRし、また公園の緑豊かな環境に触れるイベントを開催することで、市民へのマナー啓発、不法・違法行為抑制につなげることを計画します。また、西岡中央公園についても、ボランティア団体に呼びかけてマナー啓発活動の推進に努めます。

5 利用者サービス等に関する取組

（１）利用者サービスの基本的な方針

1) 利用者サービスの基本方針

私たちは、当協会が運営方針とする公益性「5つのK（公平・公開・効率・協働・環境）」をベースとして、公の施設を管理するスタッフが「全体の奉仕者」であることの自覚と使命感を持つとともに、一人ひとりの知識と技術を高め、次の観点を基本方針として利用者サービスの向上を図ります。

① コンプライアンス

公園の管理運営に必要な関係法令を遵守し、公正な管理運営を行います。

② 利用者の平等・公平性の確保

- a 公園の管理に当たっては、平等で公平な利用を尊重するとともに、誰もが等しく受益できるユニバーサルサービスを推進します。

- b 誰でも気軽に利用できるよう、幅広く公平に情報を発信します。

③ 安全・安心な利用の確保

- a 施設を適切に維持管理し、利用者の安全と安心を確保します。
- b 安全・安心な利用のため、巡回や案内等、適切な運営を行います。
- c 危険箇所の早期発見に努め、利用規制、立入規制等、適切に対応します。
- d 防犯と防災対策を確実にを行います。また、地域と連携して取り組みます。

④ 住民福祉・お客様満足度の向上

- a お客様からの意見等を管理運営に反映させ、満足度を向上させます。
- b 情報公開を積極的に行い、説明責任を果たします。
- c 市民参加・協働を推進し、地域との連携を強め、地域活性化に貢献します。

⑤ 快適性の確保

- a 花と緑を適正に管理し、美しい景観を形成します。
- b 定期的な施設の保守点検、効果的な清掃等により快適な利用をサポートします。

⑥ 人材育成とホスピタリティの向上

接遇研修等によりスタッフの資質向上に努め、サービス向上につなげます。

⑦ 設置目的、地域特性・利用特性等の最大限の発揮

- a 公園の設置目的、札幌市との協定に沿った管理運営を実践します。
- b 地域の要望や住民サービスの向上の視点から管理運営を行います。
- c 貴重な公共の財産として、将来を見通した管理運営を行います。

⑧ 定期的な見直しと改善

年度ごとに公園マネジメント評価システムを活用した検証を行い、改善につなげます。

2) 業務計画の実施要領

西岡中央公園テニスコート

当テニスコートは、幅広い年齢層に利用されており、安全で快適にプレーできる環境を提供するため、適切な管理を実践してきました。今後もコート整備やベンチ・ネット等の設備点検を適切に行い、利用者の安全及び利便を向上させます。

① 利用期間・時間

令和8年度は、改修工事のため利用できません。

② 使用料金

維持管理業務特記仕様書のとおり、設定します。

③ 利用促進のための取組

令和8年度は、改修工事で利用不能となり、利用促進のための取組みはありません。

④ 受付期間・時間

スポーツ施設の受付業務は、西岡公園管理事務所の開館時間中とし、4月から11月の9時から17時の間に対応します。

【西岡中央公園テニスコート 利用期間・利用時間・使用料】

利用期間	利用時間	使用料
4月29日 ～ 8月31日	午前7時 ～ 午後7時	1時間 700円
9月1日 ～ 9月30日	午前7時 ～ 午後6時	
10月1日 ～ 11月3日	午前7時 ～ 午後5時	

※令和8年度については、改修工事のため利用できないことから、利用期間・利用時間・使用料はありません。利用できない事への問い合わせについては、受付を配置し対応します。

3) 年度別実施計画

テニスコートのある西岡中央公園が、受付を行う西岡公園と離れていることから、利用申込み時に不便を感じる利用者がいます。今後も手軽な申込みとコンビニ支払いが可能な、スポーツ予約システムの普及の継続を図ります。

利用料金収入の年度別目標額は次のとおりです。

(単位：千円)

施 設	令和8年度
西岡中央公園 テニスコート	0

※令和8年度は、改修工事で利用ができないため年度目標額はありません。利用料金についての補填は札幌市と協議します。

(2) 自主事業への取組

「6 事業の計画」で記載したように、新たな公園利用者の誘致、利用頻度の向上、滞在時間の延長を目標とし、自然環境に恵まれた立地であることを生かして、当公園が「街」「人」「自然」をつなぐ場として機能する取組を実施します。公園利用者の幅広いニーズに応える、管理事務所の展示企画・運営をはじめ、集客や季節性を重視したイベントを開催して公園利用のきっかけを提供し、当公園への再訪性を高めることをねらった定期事業を実施することにより、利用者サービスの向上を図ります。

1) 取組の基本的な考え方

自主事業は、公園の設置目的と効用を最大限に高め、公園の特徴を生かすべく、次の観点を基本的な考え方として自主事業を計画立案、実施します。幼児から高齢者、親子など幅広い層を対象に、お客様の目的やニーズに応じて、たくさんの方々に来園いただけるよう、魅力あるプログラムを提供します。

また、自主事業は、仕様書に記載された本来業務に影響のないように計画するとともに、事前に札幌市の承認を得た上で実施します。

なお、自主事業のうち、税法上の収益事業における利益は、公益事業である公園の利用促進や利用者サービスの向上、広報活動等の管理運営の経費に充当します。

① コンプライアンス

自主事業は、諸法令を確認・遵守して計画立案します。

② 公平・平等

自主事業の周知と募集に当たっては、公式ホームページ、チラシなどで広く周知し、市民の事業参加への機会均等を確保します。

③ 安全体制の確保

行催事の開催に当たっては、会場や使用備品等の点検をはじめ、事故防止を徹底します。また、事業ごとに必要な人員を配置して、適正な利用指導を行います。

④ リーズナブルな価格設定

自主事業における講習等の受講料やイベント参加料は、どなたでも気軽に参加・継続できるように低価格に設定します。

⑤ 利用者の声に対応した事業

公園や事業に対する要望などについて、お客様から直接の聞き取りやアンケートを行うほか、アンケートボックス、電子メールなどにより的確に把握し、管理運営と事業に反映させます。

⑥ クオリティの確保

自主事業のカリキュラムや内容については、これまでの当公園管理の経験と、多くの公園を管理しているスケールメリットを生かして作成します。また講師は、事業内容により経験と知識の豊かな当協会スタッフが当たり、特殊な能力や知識を必要とするものについては外部講師を招聘するなどして、高いクオリティを確保します。

⑦ 地域やボランティア等との連携

自主事業として実施する比較的規模の大きな行催事等については、地域の方々や公園ボランティアとの協働・連携をベースに進めます。また、このことにより地域や団体、公園ボランティアの活動の活性化に努めます。

⑧ 事故発生時の対応

自主事業の実施に際して、施設賠償責任保険のほか、レクリエーション保険等に参加し、参加者の安全確保に万全の措置を講じます。万一、参加者がケガをするなどの事故が発生した場合には、迅速かつ誠意を持って対応します。

以上の観点をベースに、幼児から高齢者、親子など幅広い層を対象に、お客様の目的やニーズに応じて、たくさんの方々に来園いただけるよう、魅力あるプログラムを提供します。

また、自主事業は、仕様書に記載された業務に影響のないように計画するとともに、札幌市に申請書を提出し、承認を得た上で実施します。

なお、自主事業のうち、税法上の収益事業における利益は、公益事業である公園の利用促進や利用者サービスの向上、広報活動等の管理運営の経費に充当します。

2) 取組の具体的内容

① 事務所売店の営業（収益事業）

自然観察に適した図鑑や散策時に利用しやすい西岡公園オリジナルグッズや資料、北海道の自然情報誌「faura」等の書籍、ポストカードの販売を行います。また、公園で発生した剪定木や木の実などを再利用して作ったクラフト品、クラフト素材の販売、休憩スペースで手軽に食べられるお菓子類の販売を継続します。

売店営業（収益事業）	
実施時期／回	通年
対象	利用者
年次目標	令和8年度
収入予定金額	550,000 円
支出予定金額	350,000 円
収支予算	200,000 円

② 自然観察グッズの貸出し（収益事業）

管理事務所において、自然観察に役立つ双眼鏡や虫眼鏡等の貸出しを行います。

観察グッズの貸出し（収益事業）	
実施時期／回数	通年
対象	利用者
年次目標	令和8年度
収入予定金額	2,000 円
支出予定金額	0 円
収支予算	2,000 円

③ スノーシューの貸出し（収益事業）

冬期間の公園利用を促進するために、管理事務所でスノーシューの貸出しを行います。

スノーシューの貸出し（収益事業）	
実施時期／回数	通年
対象	利用者
年次目標	令和8年度
収入予定金額	8,000 円
支出予定金額	0 円
収支予算	8,000 円

④ 自動販売機の設置（収益事業）

西岡公園では、利用者の利便性を図るため、休憩スペースに自動販売機を設置し、清涼飲料水の提供を行います。設置に際しては、省エネルギー及び防犯加工タイプや災害時支援型自動販売機の自動販売機の導入を優先します。

自動販売機の設置（収益事業）	
実施時期／回数	通年
対象	利用者
年次目標	令和8年度
収入予定金額	212,000 円
支出予定金額	16,000 円
収支予算	196,000 円

⑤ 焼き菓子等の販売（収益事業）

利用者サービスの一環として、焼き菓子等の販売を行います。地元の洋菓子店の商品を提供し、親しんでいただきます。

焼き菓子等の販売（収益事業）	
実施時期／回数	通年
対象	利用者
年次目標	令和8年度
収入予定金額	150,000 円
支出予定金額	85,000 円
収支予算	65,000 円

⑥ 体験イベント、体験型講習会（公益事業）

クラフト教室、おさんぽガイド等の各種イベントを企画・開催します。
レクリエーション保険料や医療大相当額として参加費を徴収し、安心で有意義な内容で実施します。

体験イベント・体験型講習会（公益事業）	
実施時期／回数	通年
対象	利用者
連携団体	ボランティア団体、北海道大学環境科学院、北海道大学理学院
年次目標	令和8年度
収入予定金額	90,000 円
支出予定金額	30,000 円
収支予算	60,000 円

⑦ 子ども自然調査活動（西岡ヤンマ団・西岡さかな組）の実施（公益事業）

子ども達が調査員となって西岡公園の自然を調べる活動を行います（P.85 参照）。保険料、資料作成費などの活動費として参加費を徴収し、安心、安全な活動を実施します。

子ども自然調査活動（公益事業）	
実施時期／回数	通年
対象	西岡ヤンマ団、西岡さかな組
連携団体	北海道トンボ研究会、北海道大学環境科学院、ボランティア団体、札幌市博物館活動センター、札幌市円山動物園、豊平川さけ科学館など
年次目標	令和8年度
収入予定金額	100,000 円
支出予定金額	33,000 円
収支予算	67,000 円

年度別自主事業売上げ目標

（単位：千円）

項 目	R8年度
売店営業	550
自然観察会グッズの貸出し	2
スノーシューの貸出し	8
自動販売機の設置	212
焼き菓子の販売	150
体験イベント・講習会	90
子ども自然調査活動	100
合 計	1,112

（３）公園の課題把握及び理想像の実現

【西岡公園】

１）公園の課題について

（理想像）

西岡公園は、平成２１年に特殊公園に種別変更され、利用促進と自然環境、景観を保全することのバランスを重視してきました。公園利用者がボランティア活動や管理運営に携わり、公園利用者や地域住民が身近に感じる公園を目指すことが理想と考えます。

（課題）

現在、当公園には７つのボランティア団体があり、主体性を持って各々が活動をしています。この団体、活動を継続発展させていくことが当公園にとって重要と考え、当協会は下記の自主事業を実施しこの課題を解決します。

西岡公園はボランティアを始め、イベント参加をきっかけに公園に関わってくれている方や西岡公園に魅力を感じているファンの方々に支えられています。公園として整備されてから約４０年が経過し、徐々に高齢化が進んできているところですが、継続的に行ってきた活動を持続していくため、それぞれの活動や新規活動について幅を広げ、関わる人の若返りを進めていくことを考えています。

自然調査隊についても基本小学生対象の活動ですが、卒業後（中学、高校、大学、社会人）も関わってくれる元隊員やその保護者がいることから、活動をきっかけに公園に興味を持った方たちが関わりやすい環境と仕組み作りに努めます。自然はもちろん、公園に関わる人もすべて含めた持続可能な魅力的な西岡公園を目指していきます。

また、以下の公園の特性や魅力について改めて把握、共有し発信に努めていくとともに、参加しやすい単発の企画やファミリー層向けの企画など様々なテーマで少しずつ実施することや、西岡公園を知らない層が来園しやすくなるサービス（土日祝日の移動販売等）を提供することにより、西岡公園のファンを少しずつ増やしていきます。共に活動していくことで、西岡公園の自然環境や景観の保全、維持に繋がるよう努めていきます。

２）西岡公園の特性と魅力について

西岡公園は、１００年以上前に月寒川を堰き止めて造られた水源池を中心に据え、その周りには当時入植した人々がこの地域の資源を利用したことによる二次林が広がっており、緑と水に恵まれた豊かな環境と、北海道開拓の一端を担った歴史を感じることができる場所です。

札幌市中心部から直線で約８kmの近距離に位置するこの公園は、多くの野鳥や山野草、また北海道の１湖沼では最多となる５４種のトンボの採集記録（令和６年９月現在）を誇るなど、動植物の観察における見どころが多く、近隣の方から自然愛好家、専門家まで幅広い層に利用されています。

３）特性を生かし、魅力を高める取組の具体的内容

西岡公園では、「西岡ヤンマ団」と「西岡さかな組」という、小学生を対象とした調査活動が１０年を超える期間にわたり続いています。これらの活動は、参加者のみならず、指導者である専門家やボランティアとして活動を支える大学院生、各活動の卒業生、保護者、そし

て札幌市博物館活動センターや北海道大学などの地域の教育・研究機関が連携することで成り立っており、常に多世代・多分野の人々が交流を持ち続ける機会の創出にもつながっています。今後予定している下記のような魅力の発信や環境保全への取組に当たっても、これらの活動に関わる方々を含め、市民の意見・要望を取り入れた有効な保全活動に取り組む環境が整っています。

① 観察に適した湿原植生の維持管理

ヨシ原となっている湿原内で、多種多様な湿生植物を観察できるように、季節に応じてヨシの刈高を調整し、春から秋まで季節ごとの花をより観察しやすいように工夫した維持管理が可能です。ヨシの刈高や刈る範囲については専門家の指示を仰ぎながら、ボランティア団体「西岡公園植物の会」との協働で維持管理作業を行います。おさんぽガイドの際には、これらの管理手法について参加者に紹介する中で、湿生植物の多様性についての理解を深めます。

② 市民協働によるビオトープ的観察区域の設定

西岡公園の駐車場から近いパーゴラ広場脇の湿地において、「西岡公園植物の会」をはじめとしたボランティア団体と協働で、ヨシ刈りや水の流れの調整を行い、湿地にいる両生類やトンボなどの昆虫、ミズバショウなどの湿生植物を観察しやすい環境を持続し整えます。

このエリアは改修計画がある事から改修後、動植物の紹介プレートを設置することで、公園奥地まで足を運ばなければ見られない動植物を駐車場付近でも観察でき、手軽に公園の魅力を知っていただけるエリアとなると考えます。滞在時間の限られた観光客や、近隣教育施設の総合学習の場としても非常に有効です。

③ 歴史紹介ブースの活用

ブースでは、水源池造成にも使用された札幌軟石や豊平レンガに実際に触れたり、イラストや写真を通して歴史を知ることができる展示を行います。また、近隣教育施設の総合学習での利用をはじめ、公園を利用するミドル～シニア層の知的好奇心を刺激し、幅広い層が公園管理事務所に立ち寄りたくなるような展示を目指します。

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

（１）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保

現在公開しているホームページを、引き続き改善しながら運用するとともに、次のとおりウェブアクセシビリティの確保に努めます。

① 既に達成済みの適合レベル AA 準拠の維持・向上に向けた取組スケジュール

当公園のホームページについては、令和３年度に試験を行い、日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

今後の維持・向上に向けた取組スケジュールは、毎年４月に対象職員へのアクセシビリティ講習を行い、「NPO 法人手と手」や「NPO 法人ブリズムさっぽろ」等の福祉団体にメールにてお伺い、意見・助言をいただき対応します。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

ページの新規作成時や修正時には、当協会で作成した「アクセシビリティマニュアル」に基づき適切に対応します。

③ 試験実施予定時期及び方法

既に公開しているホームページは試験実施済みですが、ホームページのリニューアルや JIS 規格の変更があった場合は、速やかに JIS X 8341-3：2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいた試験を行い、結果を公開します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

上記①に示した対象職員へのアクセシビリティ講習や福祉団体からの意見聴取を行うほか、一般の利用者からも電子メール等で意見をいただけるよう、ホームページ上で案内します。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティに関わる問題が発生した場合には、担当者を決めて情報を集約し、専門業者と連携を取って解決に向けた対応を迅速に実施します。また、他公園、他ドメインにおいて同様の問題発生のある恐れがある場合には、前もって対処します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティ対応の実績としては、当公園をはじめ、当協会が管理運営する札幌市指定管理施設のすべてのホームページ、及び当協会のホームページにおいて、既に日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

7 札幌市内の企業等の活用について

(1) 活用についての考え方

当協会では、物品の購入、また外部への委託等については、次に示す理由により、札幌市内の企業・団体を優先的に活用しています。

1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由

- ・ 地域経済の発展に寄与するため
- ・ 優秀な技術、商品等をいち早く入手するため
- ・ 地域の高品質な技術や優良製品等が市民の目に留まる機会となるため
- ・ 商品等の輸送時に排出される CO₂ の抑制に貢献するため

次の優先事項を考慮して、当公園の管理において、適切な市内企業を選定し活用していきます。

2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項

- ・ 福祉施策に積極的に取り組んでいる企業、福祉施設・団体等が生産する物品等
- ・ 環境に配慮した商品や技術を有している企業
- ・ 地域の風土、素材、デザイン、特産等を生かした札幌らしい商品・サービス等

(2) 活用に向けた具体的な取組

当協会では、上記の理由及び優先事項に適合する札幌市内の企業や商品等を適切に選定するために、次のとおり取り組みます。

- ① 当協会の構成団体間、及びそれぞれが管理する公園・施設間の情報を共有して、事業者のコンプライアンス・信用力、業務の体制や実績等を総合的に見極めて企業を選定するよう努めます。
- ② 商品の適正価格、品質、サービスの柔軟性等の要素についてよく検討し、管理経費の節減と適切な業務遂行に相応しいものを選びます。
- ③ 新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、札幌市内の企業や商品等の積極的な情報収集に努め、積極的な活用につなげます。
- ④ 札幌市中小企業振興条例の理念に則り、中小企業や個人経営者の受注機会を増やし、地域の商店などの活性化に努めます。
- ⑤ 「札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの物品・販売商品等の調達や業務の委託などの継続・拡大に努めます。

管理に係る収支計画書(様式4-2 令和8年度)

【西岡公園・西岡中央公園】法人・団体名:公益財団法人札幌市公園緑化協会

	科目	指定管理業務			自主事業					計
		管理費	事業費	小計	自主(公益)	管理費	収益事業	管理費	小計	
収入	指定管理費	28,830								28,830
	利用料金収入	776								776
	その他収入				190		922		1,112	1,112
	収入計	29,606			190	0	922	0	1,112	30,718
支出	人件費(職員費)	1,295	10,416	11,711	0	0	0	22	22	11,733
	人件費(臨職)	11	9,054	9,065	0	0	0	0	0	9,065
	旅費交通費	1	5	6	0	0	0	0	0	6
	通信運搬費	7	235	242	0	0	1	0	1	243
	什器備品費	6	100	106	0	0	0	0	0	106
	消耗品費	10	500	510	10	0	6	0	16	526
	備品購入費	10	100	110	0	0	0	0	0	110
	修繕費	1	200	201	0	0	0	0	0	201
	原材料費	0	35	35	0	0	0	0	0	35
	商品仕入費	0	0	0	0	0	414	0	414	414
	印刷製本費	1	20	21	10	0	0	0	10	31
	被服費	0	40	40	0	0	0	0	0	40
	燃料費	1	342	343	0	0	0	0	0	343
	光熱水費	13	2,910	2,923	0	0	0	0	0	2,923
	賃借料	77	728	805	0	0	0	2	2	807
	保険料	1	140	141	7	0	0	0	7	148
	諸謝金	29	0	29	30	0	0	1	31	60
	租税公課	4	9	13	0	0	0	0	0	13
	(預かり消費税分)	0	1,892	1,892	0	0	0	3	3	1,895
	支払負担金	12	12	24	0	0	0	0	0	24
	支払助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託費	44	1,527	1,571	0	0	0	1	1	1,572
	広告宣伝費	8	35	43	0	0	0	0	0	43
	手数料支出	36	50	86	0	0	0	1	1	87
	交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	報償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雑費	5	10	15	6	0	0	0	6	21
	リース債務返済支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支払利息	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	寄附金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	報酬	2	0	2	0	0	0	0	0	2
	ソフトウェア使用料	12	120	132	0	0	0	0	0	132
	講習・研修費	1	65	66	0	0	0	0	0	66
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他()	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計	1,588	28,545	30,133	63	0	421	30	514	30,647
利益等	収支			-527	127		471		598	71
	利益還元								0	0
	法人税等									71
	当期純利益									0

※ それぞれの項欄について、必要に応じて小区分を設定しても構いません。

※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 税込みで記載してください(以下、様式4-3から4-5まで同じ)。

※ 「利益還元」の項には、利益のうち還元額を記載してください。

※ 様式4-3から4-5までにより積算内容を記載してください。